

平成16年3月31日

都道府県計量行政関係部局
特定計量証明認定機関
独立行政法人製品評価技術基盤機構
社団法人日本環境測定分析協会

御中

経済産業省産業技術環境局知的基盤課

認定申請時における「認定区分」の運用について

拝啓、時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より計量行政に多大なご尽力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、計量法第121条の2の認定を受けるにあたり、同法施行規則第49条の2で定める認定の区分は、ダイオキシン類については、

1. 大気中のダイオキシン類
2. 水又は土壌中のダイオキシン類

と大別されています。

しかし、事業者が認定の申請を行う際には、必ずしも申請した区分内の全ての媒体ではなく、当面、その一部についてのみ事業を実施し、準備が整った時点で同一区分内において事業追加する事例がみられます。

このような状況に鑑み、事業範囲を明確化するため、表のとおり認定の区分の細分化を行うとともに、認定の区分の運用について定めることとしましたので通知します。(別紙参照)

敬具

(お問い合わせ先)

経済産業省産業技術環境局知的基盤課

電話：03-3501-1511 (内線 3451~4)

(別紙)

表 認定の区分

認定の区分		計量の方法（根拠規定等）
大区分	小区分 (媒体)	
大気	環境大気	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル (平成13年環境省)
	排ガス	J I S K 0 3 1 1
水又は土壌	環境水	J I S K 0 3 1 2
	排水	
	土壌	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル (平成12年環境庁)
	底質	ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (平成12年環境庁)

1. 認定特定計量証明事業者は、既に認定を取得している「認定の区分」について新たに媒体を追加するときは、新規追加する媒体が属する「認定の区分」について新規の申請手続を行うものとする。
2. 独立行政法人製品評価技術基盤機構又は特定計量証明認定機関（以下、「認定機関等」という。）は、認定書に附属書を添付し、これまでに認定特定計量証明事業者が取得した「認定の区分」、「媒体」及び「計量の方法」を全て明記する。
3. 「媒体」を追加した場合においては、原則として認定証の新規発行は行わず、既に取得済みの認定証の附属書に、該当する媒体を追加する。（申請時に認定証を添えて提出すること。）
4. 「媒体」追加に係る申請は、原則として既認定を実施した認定機関等に行うものとするが、やむを得ない理由により既認定分と異なる認定機関等に申請する場合は、新たな認定証を発行するものとし、認定の有効期間は当該申請に係る認定の日から3年間とする。